第４回猪名川町住民投票条例検討委員会（議事録要旨）

令和５年１０月６日（金）９時５５分～１２時

第２庁舎２階委員会室

【事務局】

定刻前でございますけども、傍聴の関係もございますが、ただいまから始めさせていただきます。

本日は委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、本会議にご出席を賜り誠にありがとうございます。ただいまより第4回目の猪名川町住民投票条例検討委員会を開催させていただきます。

今回の4回目が条例案の審議が最後になるということで、大変大事な部分でもございます。今回は、４条関係の請求又は発議、また22条の住民投票の成立要件、また24条の投票結果の尊重ということで非常に関連性の高いものということで、こちらを中心に協議いただくこととなってございます。また、次回の第5回目の検討委員会では、答申をいただく形となってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、本日配付しております資料の確認をさしていただきます。お手元に配付させていただいている資料、まず検討委員会の次第と議案第22条、横書きのＥｘｃｅｌで作ったもので成立要件に関する投票率と得票率の比較についてというシミュレーションのペーパーがございます。それと猪名川町投票条例の策定に係る提案書案作成等のスケジュール、また、様式といたしまして、猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書案に係る意見、修正等についての4つということで、資料の不足はございませんでしょうか。

それでは始めたいと思います。ここからにつきましては条例第6条の規定によりまして、議長は委員長ということでございますので、石橋委員長の方に進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

皆様おはようございます。

本日は第4回です。実質的には今回が最後の審議となっております。

では条例の概要を、パワーポイントを使って説明していただきます。前方をご覧ください。

【事務局】

失礼いたします。住民投票実施までの流れということで改めてご説明させていただきます。前のモニターに映し出しておりますので、ご覧ください。

住民投票の流れということで、三つ、町民、議会、町長と、それぞれ住民投票について発議することができます。町民から説明させていただきます。請求代表者証明書の交付申請がなされまして、その請求内容が審査をされ、必要署名数、試案の段階では投票資格者の6分の1以上の署名を必要としております。1ヶ月の間にその署名を集めていただくことになります。その提出された署名審査を事務局で20日間の間で審査をすることになります。有資格者の名簿のお名前が、署名簿の中にあるかどうか、誤字記載がないか、集められた署名が有効か無効かというものを20日間で審査をいたします。審査の結果に基づきまして、住民投票実施請求ということで請求をされます。

次、議会の方ですけれども、議案提起という形で、議員定数16名の議員定数でございますが、この12分の1以上の賛成が必要ということで、2人以上の賛成があれば議案として提出することができます。議会の中で、住民投票に関する議案が提出されまして、出席議員の過半数の賛成が必要ということで、その過半数の賛成を元に確認されるものと思います。

それから町長の発議、現在試案の中では議会との協議を要すると、この部分につきまして試案の条例第4条のところに記載されております。町民と議会につきましては、事務局が請求受理後、5日以内に住民投票の実施を決定することになります。最終的に決定するのは、町長になります。町長の決定におきまして、住民投票実施の告示をいたします。住民投票に関して、住民運動から始まりますし、また町からも今回の住民投票の内容について、こんなことが争点ですよ、そういった内容の情報提供をホームページや広報誌などで情報提供をさせていただきます。

次、住民投票期日の告示をいたします。投票日のことです。この日にいたしますよということを告示いたします。投票日の5日前までに告示となっております。実施の告示をしてから30日を経過して90日を超えない範囲の中で、住民投票の期日を決定いたします。住民投票の実施につきましては、現在の試案では二者択一、賛成か反対か、その賛否を問う形となっております。そのあと、住民投票の成立につきましては、投票率2分の1以上ということで、有資格者の2分の1以上の方が投票した場合に、住民投票が成立しますと、今の現段階の試案では、そういった内容になってございます。そのあと成立した場合ですけども、開票をいたします。そして投票結果の告示をいたします。住民投票が不成立だった場合、2分の1に満たなかった場合、その場合は、現在の試案では開票をいたしません。開票することによって、混乱を招く恐れがあるというところで、開票しないというふうにしております。皆様の住民投票が不成立だったということを告示いたします。

投票結果で、住民投票が成立した場合ですけども、投票結果の尊重をいたします。もちろん不成立だった場合でも不成立という事実がございますので、そういった意味でも結果の尊重ということになろうかと思います。簡単ではございますが、住民投票の流れについてご説明させていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。

1ページをお願いします。町民、議会、町長が発議できますが、それぞれにハードルがあり、一定の手続きを経てから住民投票を実施できます。町民、議会が住民投票を発議するには、町長の許可が必要です。前回は６分の１の署名数について議論をしました。

次のページをお願いします。試案では投票率が2分の1を超えると開票し、投票結果が告示されます。猪名川町の町議会選挙、町長選挙も投票率50％を少し超えるぐらいですので、住民投票が成立しにくいという意見もありました。住民投票の結果に、法的な拘束力はありません。議会と町長は示された住民の意思を尊重する仕組みとなっております。

前回は、協議事項13の附則までは協議しましたが、22条の住民投票の成立要件、24条の投票結果の尊重は、前回多数の意見が表明され、協議が終了しておりません。第4条とも深く関連いたしますので、これらと併せて協議を進めて参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは第4条の請求又は発議、第22条住民投票の成立要件、第24条投票結果の尊重について併せて協議をいたします。

それでは事務局にご説明をお願いいたします。

【事務局】

失礼いたします。

本日配付をいたしております「試案第22条　成立要件に関する投票率と得票率の比較について＜シミュレーション＞」をご覧願います。石橋委員長に作成いただいたものですけれども、第４条請求または発議、第22条住民投票の成立要件、第20条投票結果の尊重は、密接に関係しておりますので、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案と3案を作成いただき、一覧表にまとめられております。

まずＡ案につきまして、Ｂ案、Ｃ案との大きな違いは、成立要件をA案は設けておりまして、成立しないときには開票作業その他の作業が行われないというものでございます。一番左側に試案を記載しておりますけれども、試案では成立要件を投票資格者数の2分の1以上としておりますけれども、22条のところA案では3分の1以上として、少し緩やかな要件にしております。

次にＢ案ですけれども、Ｂ案は、投票資格者総数の5分の1以上の連署をもって住民投票を請求することができるとしているものです。5分の1という数値の根拠は、地方自治法における議会の解散請求や議会の議員、長の解職請求に必要な要件よりも基準を緩和しつつ、実際の対象人数から見て制度の濫用に繋がらない、住民投票条例の趣旨に沿った基準としての考え方によって作られております。議会の解散請求や議会の議員及び長の解散請求、リコールと同じ3分の1よりもハードルを低くしつつ、投票資格者を例えば9月17日執行の町議会議員選挙時の2万4619人とした場合には、実際の対象人数5分の1ですので、4924人ということから見ましても、住民投票条例の趣旨に沿った基準として5分の1とされているものです。成立要件は設けないため、投票率に関係なく開票をされます。開票結果において、賛成、反対のいずれか多い方の数が投票資格者総数の４分の1以上に達した場合は、町長及び町議会は投票結果を尊重することになると。仮に、投票資格者総数が一覧表にあります2万4619人だった場合に、賛成もしくは反対のいずれかが6155人以上になった方を尊重しますよと、尊重されますよというものでございます。これにつきまして我孫子市が作成されています条例案なども参考にして作られております。

次にＣ案ですけれども、C案は請求に必要な連署の数を4分の1とハードルが、数値が高く設定されております。成立要件を設けないＣ案と、Ｂ案も同じように、B案もＣ案も成立要件を設けないですけども、そのＢ案との大きな違いは、Ｃ案の場合は、請求に必要な連署の数を4分の1と数値を高く設定する代わりに成立要件はなく、また開票結果を町長及び町議会は尊重することになると。つまり、仮に投票率が低かったとしても、無条件で投票は成立し、無条件で投票結果は尊重されるというふうな形になります。4分の1ということですから、仮に一覧表にあります2万4619人が投票資格者総数であった場合には、6155人以上の連署を集めることになるということでございます。参考までに9月17日に執行された町議会議員選挙では、当日有権者数が2万4611人、投票者数が1万1578人でした。この場合と比較しますと、投票者数の約半数の署名を集めることになります。

合わせまして、令和元年度以降の町で行われた選挙の投票率の結果を参考までにご報告いたします。令和元年9月、4年前に行われた町議会議員選挙の投票率が52.79％、令和3年に行われた町長選挙が54.43％。令和3年に行われた衆議院議員総選挙が60.39％、令和4年に行われた参議院議員通常選挙が58.52％。令和5年4月に行われました兵庫県議会議員選挙が46.20％、この前、9月17日に行われました町議会議員選挙が51.09％と、この平均の投票率は53.90％という形になります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

では、このＡ案、Ｂ案、Ｃ案について議論します。今回の住民投票条例の試案にある4分の1という数字の重みについてですが、町長選挙の当選者は、大体6000票を獲得するということですから、それと同じぐらいの数字が求められるということです。Ｃ案の4条の請求・発議の要件、Ｂ案の24条の投票結果の尊重についても、4分の1を要件とします。各案とも良いところと悪いところがあります。試案の2分の1という要件は、現在の猪名川町の町議会選挙の投票率に鑑みると、ややハードルが高いといえるかと思います。住民投票は、町内で意見の違いがあるときに、住民の意思を確定させ、表明するという場合もあります。また前回紹介した上郡町の産業廃棄物の施設のように、町としての意思を表明するために、この制度が使うこともできます。町民の意思を表明しようとしたときに、住民投票が不成立というのは、あまり望ましいことではないと考えます。A案は、もう少し基準を緩やかにし、投票率が3分の1を超えた場合に、開票するというものです。署名の段階で4000票が集まっており、さらに4000票ほど積み増して8000票に届くと、投票資格者総数の3分の1になる、そういったバランスでございます。

Ｂ案は、6分の1という発議の要件をやや厳しくし、5分の1にする代わりに、成立要件は定めません。24条の投票結果の尊重の要件を4分の1とする理由を、試案と比較しながら説明します。試案では2分の1、例えば1万2000人が投票し、その半分の6000人が賛成すると成立します。B案も試案と同じく、投票資格者総数の4分の1、6000人の票を集めた意見が尊重されます。

C案は、請求・発議の要件は非常に厳しくするかわりに、あとは何も設けずに投票結果を尊重するというシンプルな作りになっています。ただこれには問題があります。町長と議会が住民投票の請求、発議を行うと、何の制約もなく、といいますか、それがそのまま住民投票にかけられ、投票率に関係なく開票されるので、町長または議会が住民投票を成立させやすい、そういった意見もあろうかと思います。

もちろんＡ、Ｂ、Ｃ以外の案でも、当然議論してよいと考えておりますが、まずは試案、それからＡ、Ｂ、Ｃ案についてご議論ください。よろしくお願いいたします。

それではご質問等ございましたら、お願いします。

【委員】

お伺いしたいのは、B案の24条、4分の1以上に達した時には尊重し、4分の1に達しなかったら尊重しないというのはわかるんですけど、結果は住民に知らされるのでしょうか。その辺のところがよくわからない。

【委員長】

どちらかが必ず４分の1を超えるので、結果は必ず公表されます。反対が4分の1を超えた場合には議会、町長は反対を尊重するということになりますし、賛成が4分の1を超えた場合には、賛成の方を尊重するということになります。

【委員】

越えなかった場合はどう扱われるのか。

【委員長】

必ずどちらかが超えるのではないかと。

【委員】

4分の1ということは、6155人が投票すれば、必ずこの数値を超えれば、賛成なり反対なり尊重します。これはわかるんですけど、超えなかった場合にはどういう扱いなのかなと。

【委員長】

これは試案と同じになりますか。超えなかったということを踏まえて、町長と議会が審議を続けるということになるかと思います。

【委員】

それの結果の発表はなされない。

【委員長】

公表されます。必ず投票結果が出ますので。

【委員】

町民の意見が結局尊重されるということは反映される。ただ、町民の意見はこうだということを、町長や議会が知るということがすごく大事なことだと思うんです。結果として、どこまでも尊重ですから、町長や議会がそうはいっても駄目ですよというのもあると思っていますから。やはり町民が今思っていることを拾ってもらえる猪名川町であって欲しいなとは思っています。

【副委員長】

確認ですけど。今さっきの質問の続きですけど、投票資格者総数の４分の1以上に達しない場合は、一応は公表されるけども、こういう感じで終わりましたということになると理解していいですね。そういうことですね。わかりました。なかなか難しいですよね。理解しづらいから、一般的にわかりにくいと思う。

【委員】

付け加えてですけど、第22条の成立要件で、成立要件を設けないということは、その時点で常に投票の総数や賛否などを公表するということが入っているのですか。

【委員長】

そうですね。

【委員】

わかりました。

【委員長】

Ｂ案の場合、5分の1、5000人近くが署名をしており、そこから積み増すと、6000票を超える可能性は低くはないだろうとは考えております。ただ住民投票に署名したからといって、それがどちらか一方の意見に偏るかどうかはわかりませんが、それなりに住民の関心が高い争点だとはいえるので、4分の1を超える可能性はあると考えております。

試案とＡ案はボイコット運動が起きる可能性もある点が問題だと考えます。投票すること自体が住民投票の成立に協力したと解釈されるので、自分の意思を表示しにくくなるといった懸念があります。Ｂ案はそれがありませんが、試案を前提とすることから、投票結果の尊重の理解が難しい。C案は、町長や議会にとっては住民投票を成立させやすい。それに対して、住民は４分の1もの署名を集めなければならないので、住民投票は実施できないという印象を与える可能性があります。

【副委員長】

ですから、この住民投票については、要するに住民の方が申し立てる住民投票を重視するのか、或いは議会の議員や町長が発議するものを重視するかによってこの結論が変わってくると。議員や町長が通りやすくなるということになると、Ｂ、Ｃが通りやすくなって、この請求または発議が飛ばされて、議会でしたら過半数でいけるわけですし、町長でしたらもうご自分の意思でいくわけですから、一番の縛りの部分がなくて住民投票まで行けるわけで、そういうことでＢ、Ｃにすると非常に議会の議員や町長に有利な結論になりやすい。

住民の申し立てる住民投票というのを重視するということになると、A案で6分の1という比較的緩やかな要件で発議ができるというあたりが住民にとっては有利だろうと。ただ、もちろん投票者数が少ないということになると、もう開票しないとか開票結果が公表されないということになって、いかがなものかという点はあるけれども。ですから、町長、議会を優先するのか、住民の立場を優先するのかというあたりでも結論は違うのかなと思います。

【委員】

今おっしゃった件ですけども、町長や議会を優先するのかという話ですけど、やはり私は町長にしても議員にしても一定信任を得てそこに座られているから、住民に対して優位性を持ってもさほどそれを不公平とは思いません。４条で、僕はこの部分をわりと厳しくしてもいいのかなと。この前事務局がおっしゃっていたけど、濫用されることで町の財政状況も非常に大変だろうなと。だからやはり町民にとって、比べるとやや不利には見えるけども、それだけの思いがないと住民投票はできませんよというそこのハードルは必要かなと。ただ一旦そのハードルを越えると、ぜひ広く尊重して、誰もが結果がわかって、住民の思いがわかるような体制が望ましいのではないかなと思います。

【委員長】

住民投票の濫用が起きるかどうかは、難しいところです。実際、何度も住民投票が繰り返されるということは、今のところ起きていません。また町長が許可をしないと住民投票を実施できないので、町長がこれはおかしいと言ったときには、署名集めの段階に進めません。濫用の可能性はもちろん考えないといけないと思います。しかし４分の１だと、議会や町長が、住民投票が起きることはないだろうと考えて、住民の意見とは異なる町の運用をしてしまうかもしれません。

住民投票制度には、住民投票をある程度使って町の運用を進めるというやり方と、町民の意見と議会、町長がずれないようにするというやり方があります。隔たりが大きくなりすぎた時には、住民投票になるという危機感を議員や町長に常に持っていただくということもこの制度の趣旨の１つです。住民投票があるかもしれないというプレッシャーを与えておくということも大事です。副委員長が指摘されたように、どこを充実するかです。

【委員】

Ａ案、Ｂ案、Ｃ案、それぞれ発議の要件とか、そのあとの結果の部分が一つの流れになっていますけど、これを組み合わせるというか、この第22条の成立要件を、A案を例えばB案、C案に適用するとか、そういったふうなことを考えるとややこしくなるんですかね。

【委員長】

組み合わせを変えても良いと思います。5分の1と4分の1の間が1200票ぐらい飛びますので、5500票ぐらいをねらう割合もあり得ると思います。

【委員】

続けてですけど、結果は必ず公表していただきたいというのがあります。そういう意味では、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案と並んでいる中ではＢ案、Ｃ案があると思うんですが、Ｃ案に関しては先ほどおっしゃったように、住民の発議の条件が町長や議会に比べてハードル高すぎるのではないかなと思います。意見です。

【委員長】

C案で、Ｂ案も結果が必ず公表されます。Ａ案も数字的には公表される可能性は高いと思います。それに対して、試案の2分の1は、現在の猪名川町の投票率から考えます、とちょっと高いと思います。

【委員】

A案を見ていたら、両方とも3分の1に満たないというか、賛否がぎりぎりのところがありますよね。その時に、達してなかったら要するにその割合もわからないわけですね、公表しないわけですから。

【委員長】

そうですね、はい。

【委員】

わかりました。

【委員】

よくわからないのですけど、他市の情報があまりわかってないんですよね。どれだけの投票率が実際にあって開票されたのか、されてないのかとか。

【委員長】

他市の状況の資料ございましたか。

【事務局】

実際は住民投票条例で常設型のものを定められても、なかなかそれを実際に実施されたところというのは、ほとんどないといいましょうか、少ないんです。ただ50分の1で単独で法律に基づいて請求されて、議会で承認を得た場合には、例えばこの前の上郡町みたいな形で実施されているところはあるのですけれども。

【委員】

署名された数以上は絶対に投票率があったのか。実際にその開票したところ、ほとんどは署名の方だけではないですよね、当然。

【委員長】

まず、常設型ではないタイプの場合、産廃業者が施設を作る、じゃあ住民投票しよう、こういった時にはかなり盛り上がった状態で条例を作りますので、投票率が高い。また成立要件を課さない、案件ごとに条例を作るというタイプもございます。

この町が目指しているのは常設型です。どこでしたかね、兵庫県の。

【事務局】

丹波篠山市とか、あとそれからもう一つ宍粟市ですけど、定められたのは定められたんですけど、結局その住民投票はされてないということで、概ね、見ておりますと傾向としましては、自治基本条例といった条例を定められた時に、あわせて住民投票条例に関する常設型のものが定められたというのが傾向としてはあったのかなというところです。

【委員長】

丹波篠山市は、市の名称変更をめぐって住民の対立があり、投票率が高くなりました。山陽小野田市は、常設型の住民投票条例をもちますが、50％の成立要件を課していたので開票されませんでした。常設型に関しては事例が少ないです。

【委員】

私が気になったのは要するにその署名の数が本当に投票に行かれているのかとか、実際にやはり開票しないと、少なくともその署名された方は賛成にまわられていると思うんですけど、全然半分も満たないとかですね、わからないですけど、その辺が気になりました。

【委員長】

他の人が投票するならば、自分は投票には行かないという投票行動が出てくるかもしれません。強固な住民運動があって、署名が集められたという形ですと、投票に行って頂ける気もします。ただ時間をかけずに住民投票が実施されると、それは難しい気もいたします。

　なにかご意見いかがでしょうか。

【委員】

私も、住民投票が実施されたのであれば、必ず開票というのは考えているんです。その住民投票のハードルをどれぐらいにするかという議論だと思いますけど、5分の1以上か4分の1以上っていうことで、Ｂ案、Ｃ案となっているのですが、先ほども議会と町長との差がということも、そうだなとは思うんですけど、4分の1となったら署名活動がものすごくハードになってきて、なかなか実現が遠いかなと思うんです。とりあえず住民の意見というのを、最終的にそれを尊重するような結果になったのか、なっていないのかということもあるんですけど、実施されたら住民がどう考えているのかを必ず知っていただきたいというのがあって、どういう結果になったかわからないですけど、それをぜひ参考にして、町長も議員も頭に置いて活動していただきたいというのは変わらない気持ちです。

【委員長】

ありがとうございます。ほかの委員はいかがでしょうか。

【委員】

なかなか言いにくい立場でもあるんですけど、猪名川町に住んでいますので一住民という部分でも思いはあるんですけども、個人的には行かなかった人の票というのがなかなか測りづらいと思います。単純に50％を超えたらかなりの人が行ってくれたと、行かない人は知らないという気がするんですけども、要は死に票をどう見てあげるかという、いろんな思いで行かない人がいるのかどうか見にくいですけども、そういう時にどうするのかが一つ。

そして、皆さんの意見にあるように、せっかくお金かけてやったのなら何かの形で意見は見ようと。偏った意見かもしれないし、みんながよく考えてくれた意見かもしれないけれども、その賛否を見ようというのもすごく大事かなと。そういうことを思うとＢ案を軸に、やる以上は開票しますと。ただ、死に票は見なくてもいいのかもしれないけれども、４分の１がいいのか何分の１がいいのか分かりませんけど、町長及び議会とすれば尊重する部分はやはりある一定のハードルがありますよと。要はすごく無関心な人が多い、結局来ない人が多いのに、思いの強い人らが6000人か7000人かわからないけども、その中の人が一生懸命運動をして、やった部分だけの数字に偏らないように、いろんな理由でいかなかった人は、ある意味拒否権と言いませんけども、そういう人もいるのかもしれませんので、Ｂ案の第24条の4分の1がいいかどうか何とも言えないのですけど、何かハードルだけをつけたほうがいいかなと。でないと町長発議だろうが議会だろうが、何もなかったら偏ってしまう恐れが。うまいこと言いませんけど、すいません。

【委員長】

ありがとうございます。

続きましてほかの委員いかがでしょうか。

【委員】

失礼いたします。

今お話を聞かしていただいて、Ａ案の投票に行かなかった場合というお話をされていたと思うんですけれども、それはやはり行きたくないから、関心がないからなのかという、その意見を拾うのはすごく難しいと思うんですね。A案、B案、C案という形を提示していただいたんですけれども、これを組み合わせてはどうかというお話をされていて、やはりそういう考え方でもいいやということを、また改めて感じさせていただきました。あとまた開票作業も、A案では行わないという形をとっておりますけれども、先ほども皆さんがおっしゃっていたように、住民の方もやはりそれを聞きたいと思いますので、投票に行かなかった場合の分類の仕方も難しいのも併せて、開票するべきではないのかなとは個人的に思っております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

では、これまでの議論でよろしいですか。

【委員】

もう皆さんのおっしゃっている形かなと納得しました。ただ前にも言いましたが、22条というのは選挙の行われる環境、他の選挙と一緒にやるのかで大きく左右されるから、あまり22条に視点を置くと、単独でやったらこんなものかと。それだけが少し気になるところだから、やはりB案、C案のほうがいいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

賛否を公にしなかったら、その人が投票に行かないのか、住民投票そのものが駄目という意思があるのか、それがわかりづらいと思うんです。それについてはこういった投票で決めるということは、常識的に普通にある今の社会だったら、やはり行かないということは自分の意思を表すのを拒否しているわけですから、意図的にいかないという人は。そして、全く関心のない人は、どうなってもいい、他の人が決めてくれたらいいという、そういう意思もあると思います。ですから、わかりにくいし投票率は上がる方がいいのですけど、そこにあまりこだわりはないです。ですから、この試案プラス三つの案で、その中から適当なものをしたいとは思います。

【委員長】

ありがとうございます。他の委員の方は、いかがでしょうか。

【副委員長】

なかなか難しくて。先ほどからお話が出ているように、投票しない人が興味がなくていかないのか、或いはそもそも住民投票に関して反対だからボイコットという意味でいかないのか、その辺りがわからない部分があるので、この22条の部分についてはA案にするのか、或いは成立要件を設けないようにするのか、どうなのかなと思っています。

ただ、あまり投票数が少ないのに尊重しなければならないというのはおかしいので、Ｂ案にするのであれば、わかりにくいですけどこの投票結果の尊重を入れたほうがいいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

では、Ｂ案を軸に調整を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。この24条の4分の1を3分の1まで引き上げて、約8000票あたりまで上げるということも可能です。尊重を強く求めていくという意味でしたら、4分の1から3分の1とすることで、広く住民から意見が表明され集約する、そういうやり方もあり得るのかなと思いました。それから5分の1というものを6分の1に下げるということもできますし、5分の1のままでもよいという意見もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど、ここはハードルが高い方がいいのではないかという意見を言わしてもらったんですけど、委員長は、結果として数字を集めても町長の方でもう駄目だよと言ったらそこで止まってしまうという、そこにもハードルがあるならば、先ほどの3分の1は余りにも高すぎると思うし、5分の1ぐらいかなと。先ほどの委員長の意見でハードルが落ちました。

【委員】

3分の1とおっしゃったのは、24条の4分の1を3分の1に上げるということですか。

【委員長】

Ｂ案の4分の1は、試案と同じハードルです。投票率が5割の場合、4分の１の6000票を取りますと、大体、尊重される可能性が高くなります。もう少し広く住民から意見を集めるのであれば、4分の1を３分の1に変えて、8000票とすることもできます。ただ、町長が6000票で当選しているので、3分の1はなかなか多いという意見もあるということです。

Ｂ案を軸にしておりますが、他のところを先に説明していただいたあとに、もう一度ここに戻るという形でよろしいでしょうか。

では、事務局から提案につきましてご説明していただいて、再度、今のとこに戻る形にします。

【事務局】

それでは、資料5の第１条から説明させていただきます。これまでの会議で協議はされてない部分で、基本的なところを事務局の提案として説明させていただけたらなと思いますので。

まず第１条、目的でございます。第1条、この条例は、町政に関する重要な事項について、住民の意思を問う住民投票を実施するための必要な事項を定めることにより、住民の町政参加を推進し、もって公正で民主的な町政運営の向上及び町民自治の確立に資することを目的とするとしています。この条例の制定の目的の条文でございます。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員長】

１条で住民の意思を問うですが、「直接」住民の意思を問うという表現の方がこの住民投票制度にはふさわしいのかなと思います。つまり普段から議員も町長も住民の意思を聞いているとは思うんですけども、あえて住民の意思を「直接」問うという表現の方が良いのかなと思います。

【事務局】

では、「直接」という文字を入れさせていただきます。

補足で説明差し上げます。前回の時、補足資料としまして、皆様に主要な条例についてということで先に協議をいただきました。これまで、この補足資料で検討委員会での協議事項と、それから事務局からの提案事項という２つに大きく分けさせていただいて、検討委員会での協議事項では、第2条とか第３条、第4条関係など、合計12個の条文について、この住民投票条例の中でも肝の部分、大事な部分で皆様に協議を重点的にしていただきたいという形で分けたものを、先ほどの24条のところまでで一旦協議が済んだと。今、説明を始めておりますのは、それ以外の残りの15条、例えば目的であるとか、あと、署名収集の方法などとか、そういった事務的な部分で、一般的にその他の条例と何ら大きく変わらないというものについて、今からご説明をさせていただくものです。まず第１条の目的ですよというところで始めております。次につきましては、第7条の署名収集の方法等というふうな形になります。

【事務局】

第１条はよろしいですかね。

続きまして第7条でございます。第7条につきましては署名収集の方法等を定めております。請求の代表者は、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求書またはその写し及び代表者証明書またはその写しを添付して、第3条に定める投票資格者に対し、規則の定めるところにより、署名等を求めなければならない。

2項、町の区域内で衆議院議員もしくは参議院議員の選挙、兵庫県の議会の議員もしくは知事の選挙または町の議会の議員もしくは長の選挙が行われるときは、地方自治法施行令第92条第4項に規定する期間、署名等を求めることができない。

3項、署名等は、前条第6項の規定による告示のあった日から、1箇月以内の期間に限り、これを求めることができるとしています。署名収集については1箇月の期間でしてくださいと。ただし他の選挙がある場合については、選挙期間中は署名等が禁止されておるものですから、住民投票の署名活動も禁止すると。その場合はその期間を省いて31日以内の期間で、署名等をまた集めていただくという形になっております。

【委員長】

質問ですが、この時に住民投票の運動することは可能ですか。

【事務局】

この中で制限されているのは署名の制限だけですので、それ以外の活動はできるのかなと思っております。

【委員長】

若干危惧されるのは戸別訪問で、住民投票に関して戸別訪問は可能ですか。

【事務局】

そうですね、選挙は戸別訪問が禁止されており、住民投票は戸別訪問ができるんですけど、選挙期間中にどちらの運動かがわからなくなるので、戸別訪問できないとするべきかなと思います。

【委員長】

どこか条文で定められていましたか。多分以前も戸別訪問等の議論になったと思うんですが、条文上、どこで禁止とか使えるとかそういったことを定めるか定めないかも。

以前の議論では投票日は同じにしないということでしたか。

【委員】

12条の3項で、他の選挙があるときには投票日を変更することができると書いてあるから、それで変更するほうがいいのではないですか。

【副委員長】

ややこしいですよね。住民投票だって若干政治的な意味合いがある場合がありますから。実際その辺の線引きがきちんとできるのかどうかという問題はあります。ただ条文上の根拠がないと、選挙期間中に住民投票での戸別訪問は可能だとなってしまいます。その辺の線引きがきちんとできるのかどうか。或いはもう住民投票であればできるのかできないのか、その辺はきちんとしておく必要があります。

【事務局】

選挙では戸別訪問は禁じられておりますけれども、住民投票においては一般的に戸別訪問は禁じられておりませんので、おっしゃっているように選挙が重なった場合は、正直疑われてしまうといいましょうか、明白にそれを分けることは難しいのかなと思いますので、12条で日にちを変更することができるんですけれども、この条文の中で…。

【委員】

全然わからなくなってきたけど、では選挙と住民投票とを抱き合わせはできないということですか。投票日を変えるということは。

【委員長】

できる。

【委員】

でも、してしまうと戸別訪問で選挙と住民投票の線引きができないから日をずらしましょうという論議をされているように聞こえるけど、そしたら私がずっと言っている抱き合わせにしたら投票率が上がるという根拠が崩れるなと思いまして。

【副委員長】

そうではなくて投票日を変更することができるとなっているから、変更しないこともできるわけだから。

【委員】

でも変更しなかったら先ほど言われたように選挙活動と住民投票の活動の線引きが難しいという論議をされているようだったので、結果としては分けるのかなと、もう住民投票は単独でするという話をしているのかなと思って聞いていたけど、そうでもない。

【副委員長】

線引きがややこしくなる可能性はあります。住民投票は、例えば産業廃棄物はあまり政治的な問題はないのかもしれないけど、でもある党の人は産業廃棄物の推進派で、ある人は反対派とかいろいろ政治的な対立もあるのかもしれないので、そうするとその住民投票自体も若干政治的な意味合いもあるのかもしれないので。

【委員】

署名活動の期間ですよね。おそらく署名活動はもっと前にしておかないとその選挙に当たることないので。選挙に関する訪問はもう一、二ヶ月の期間で、署名活動はもっともっと前にしておかないと、集まってから出してその選挙あたりでしようということなので、もう半年以上前のことだと思います。

【委員長】

今のおっしゃることはわかりました。

【委員】

そういうことならわかった。

【委員】

際々で署名活動やっていたら間に合わない。そこにたまたま他の選挙が重なったときはやめときましょうねという。

【委員】

署名活動がね。わかりました。

【委員】

では、この投票12条の3項にある投票日を変更することができるというのは、これは残しといていいのですか、根拠として。

【副委員長】

残しといた方がいいのではないですか。

【委員】

また話変わるんですけど、予定していた投票日に、例えば急に衆議院選挙が入った時に1回で済むという意味合いですよね。そういうイメージですか。単独でやるよりも、もう1か月先にこの選挙入りそうだということであれば、ずらしてそこでする方が費用的にはかなり。イメージはそんな感じですよね。

【委員】

衆議院選挙とか国政選挙は30日以内に来るようなことってあるのですか。

【事務局】

衆議院の場合は突然解散したら。

【委員長】

町議会もありえますね。町長の辞職とか。

【事務局】

任期満了であればいいんですけれども、それ以外で突然辞めるとか、突然解散とかあった場合には、そういったことが起こりえますので。

【委員長】

署名をスタートしてから投票日まで一番長いケースは90日。この間に突然選挙が入ってくる可能性はありうると。そういうふうに重ならないようにするためのできる規定、そこをしっかり書くか。だから重ならないことがまず大事だということで、重なった場合には変更するというのが、この委員会としては、そういう意見をお聞きしたと。

【副委員長】

ややこしいから抱き合わせにならないほうがいいということですね。抱き合わせるとややこしくなるということにはなりますよね。

【事務局】

ややこしいからずらすというパターンと、もともと予定していた日の近くに別の選挙が突然来たときに、そっちに合わせよう、そっちの方が費用もメリットあるという二つのパターンが考えられるので。合わせちゃうと戸別訪問がややこしくなるという問題は出てくるかもしれないですけど、どっちのパターンもあるのかなと。

【委員長】

合わせると町長選挙、議会選挙の投票率と住民投票の投票率がほぼ同じなる。

【委員】

でも署名活動されているときは、まだ全然その選挙がいつなのか決まってないですから、例えば署名活動されている時に急に選挙入った時は署名活動止めましょうということですよね。それは当然される方が一番認識してないと怖いですよね。

【委員長】

12条が投票日ですか。投票日は同じにすると費用的には確かに削減はできますが、投票率に住民投票が引っ張られてしまう。逆もありえます。最終的に投票日をいつにするかは町長の判断ということになるのですか、選挙管理委員会ですか。

【事務局】

町長だと思います。第１２条でも町長はという形で書いておりますので、やはり町長の決定事項になるかと思います。

【委員長】

その町長はですけども、選挙管理委員会に委任するという規定もありました。投票日の決定がどうなるかというのは。

【事務局】

委任するのは事務的なこと、投票事務に関する事務を委任するという形なりますので。

【委員長】

少し考え過ぎかもしれませんが、町長によっては投票日、自分の選挙と住民投票を重ねたいというふうに思われるかもしれません。

【委員】

すいません。もう1回くどいですけど、住民投票の時は先ほど委員がおっしゃった戸別訪問でこれ変えてくださいというのは、今そこは避けなさいよということ。それで、署名ではなくて住民投票の手前で、産廃の件もう反対しましょう、どうですかと言って進める方はご近所回られたりすることは可能ですか。

【委員】

おそらくその選挙期間中はわからないのでやめましょうということだと思うんです。いちいち今の話どっちでしたって確認できないと思うけども、回られているのを見るとそれなりの人がまわられているので、目立つことはやめましょうという意味合いと思うんです。

【事務局】

他に選挙がなければ、ただ住民投票がされるだけであれば、署名を集める戸別訪問もＯＫですし、投票依頼の戸別訪問も問題なくできますと。ただ選挙が重なるときは、どちらの戸別訪問かわからなくなるので、やめましょうというところです。

【委員】

重なると、重ならなかったら保証されていた投票依頼もできなくなるということですね。わかりました。

【委員】

見た人はどっちかわからない。

【委員長】

これは投票日を変更することができる規定になっていますが、変更しなければならないというのはどうですか。重なってはいけないという、投票日、12条の3項。

【委員】

実際、町議選で産廃施設を例にとったら、賛成の候補、反対の候補がいると思うんですけど、やはり選挙運動の中でうたいます。それに関係する住民投票がもし重なったら、それは非常にめちゃくちゃになる。

【委員長】

選挙の投票日と住民投票を重ねようという戦略がとれる。

【委員】

そうなると住民投票条例の選挙というか、その賛成派、反対派が街宣活動というのはあるのですか。

【事務局】

その場合、内容によってはその住民投票の関係の賛成派の街宣活動、反対派の街宣活動、そういったことは起こりうる場合があると思います。

【委員】

ということは今言われていること一緒ですね、おそらく。賛成派、反対派の選挙活動が行われるということですから、当然。でもそれがなかったらまた投票率も、結局そういう活動ですからね。

【事務局】

ただその内容は絶対配慮しないといけないというのは、この条例の中に書いてあるんですけど、誹謗中傷とかは駄目ですというのは書いてあるんですけど。

【委員長】

選挙活動は8時までですけども、住民投票のビラ配りは9時でも、だからいろいろややこしい。

【事務局】

どうしても公職選挙法が頭に入ってしまうんですけど、住民投票も同じ投票ですけど、住民投票の場合はそういった公選法の部分は適用されないという形になります。

【委員】

適用されるときと適用されないときは、一緒に同じ人がいってどうするんですか、例えば、あなたは選挙違反しています、していませんというような。それはやはり同じ日にやると同じイシューで住民投票するときがあるのではないですか。

【委員長】

山陽小野田市が同じ日にやっていました。どうされたのか。議会の定数を減らすという住民投票と市長選挙を一緒に。

【委員】

余りにもレベルが低いお話をさせていただいてよろしいですか。主婦目線から見ると、やはり投票日が近いというのに、それだけの税金の無駄遣いがされているのではないかというのが、やはり金額的に一つの選挙をするというのはかなりの金額になると思うんです。やはりそういう部分での意識というのは、配慮しないと駄目なのではないかとは思います。

【副委員長】

そうすると12条はこの通り投票日を変更すればできるという、絶対しなければならないというとややこしいからできると、町長の判断になりますから。町長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができるということで、町長にその辺りを任せるということですね。あんまりややこしくなるようなら変えるでしょう。政治的な問題が絡んでいるのであれば、それは選挙と一緒になるとややこしいことになるので誤解になるし、住民投票がそれほど政治的な意味合いがないのかあるのかわからないけども、ないのであれば一緒でも構わないという可能性はあるけれども。ただ一応は選挙があるので、戸別の訪問はできるだけやめてくださいという感じですかね。できるだけやめてくださいということなのか、やめてということなのか。それがわからないと言っているんです。

【委員】

誤解のない行動をとりましょうということですかね。

【事務局】

啓発の中でそういったことをするしかないのかなと思います。

【事務局】

それでは続きまして第8条関係です。署名簿の提出についてです。請求代表者は、署名簿に署名等をしたものの数が必要署名数以上に達したときは、前条第3項に規定する期間満了前、1箇月の署名期間満了の日の翌日から、当該日以後5日までの間に署名簿を町長に提出し、署名簿に署名等をしたものが、次条に規定する署名審査名簿に登録されているものであることの証明を求めなければならない。

2項、町長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、同項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとするとしています。署名簿が提出されましたら、町で作っております署名審査名簿と照らし合わせて、署名した人がちゃんと名簿に登録されているかどうかの証明を求めるものです。これが1ヶ月の署名期間の5日を超えて提出されたらもう却下されてしまうという条文になっております。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして第9条。署名審査名簿の調製についてでございます。町長は、第6条第5項の規定により、住民投票を行おうとする事項に該当すると決定したときは、署名審査名簿を調整しなければならない。

2項、町長は、前項の規定により署名審査名簿の調整をしたときは、規則の定めるところにより、登録資格者からの申し出に応じ、署名審査名簿の抄本を閲覧させなければならない。

3項、第1項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のあるものは、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって町長に審査請求をすることができる。

4項、町長は、前項の規定による審査請求を受けたときは、その申し出を受けた日から3日以内に、その申し出が正当であるかを決定しなければならない。この場合においてその申し出を正当であると決定した時にあっては、その申し出に係るものを速やかに署名審査名簿に登録し、または署名審査名簿から抹消し、並びにその旨を申出人及び関係人に通知し、その申し出を正当でないと決定した時にあっては、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5項、町長は第1項の規定により、審査名簿の調整をした日後、当該調整の際に、署名審査名簿に登録されるべきと投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、そのものを速やかに証明審査名簿に登録しなければならないとしています。こちらも何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして第10条、署名簿の審査及び署名収集証明書の交付についてでございます。町長は第8条第1項の規定により証明を求められた時は、その日から20日以内に署名簿に署名等をしたものが、署名審査名簿に登録されているものかどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2項、町長は署名の効力を決定する場合において、必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

3項、町長は前項の規定による署名等の審査が終了した時は、その日から7日間、署名簿関係人の縦覧に供さなければならない。

4項、署名簿の署名等に関して、不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって町長に異議を申し出ることができる。

5項、町長は前項の規定による審査請求を受けたときは、その申し出を受けた日から14日以内に申し出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、その申し出を正当であると決定した時にあっては、速やかにその旨を申出人及び関係人に通知し、その申し出を正当でないと決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人に通知しなければならない。

6項、町長は、第3項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申し出がないとき、または前項の規定によるすべての異議について決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿請求代表者に添付しなければならない。

7項、町長は、前項の有効署名等の数が、第6条第6項第5号に規定する住民投票の請求に必要な署名者数を超えていることを確認したときは、住民投票実施請求署名簿証明書を請求代表者に交付しなければならないとしています。こちらも何かございますでしょうか。よろしいですか。

では次、第11条関係、住民投票の執行に移ります。第11条第1項、住民投票は町長が執行するものとする。

第2項、町長は第4条第1項に規定する町民請求、または、同条第2項に規定する議会請求を受理したときは、当該請求を受理した日から、5日以内に住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者または議会の議長に通知しなければならない。

第3項、町長は、前項の規定により、住民投票の実施を決定したとき、または第4条第3項の規定により、自ら住民投票の実施を決定したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

第4項、町長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務の一部を、協議により選挙管理委員会に委任することができる。

以上です。

【委員長】

これは「協議により」でしたか。入れとくんでしたか。事前に決めとくとか。

【事務局】

そうですね。もう事前に決めておいたほうがいいのかなと思うんですけれども。あくまでこの選挙管理委員会に委任するというのは、やはりこれまでの選挙をずっとやっていく中で、その客観性とか透明性を確保している団体とか組織ですよということで、住民の方から非常に高い信頼を得ていると思いますので、そういった意味で委任するとしております。では「協議により」を取るとしてよろしいでしょうか。

【委員長】

その選挙ごとに協議をして委任をするとなると、町長の裁量で委任する内容が変わってしまうかもしれないので、それを防ぐためには、あらかじめ何を委任するかを決めた方が、住民からすれば分かりやすい。

【事務局】

そうですね。そこに書いてあるその一部をとかいう部分もありますけど、もう住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任することができるといいましょうか、委任するものとすると。では第4項をもう一度読み上げます。町長は地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとするという形で、また皆様に送らせていただくときにこういった形に一旦直しましたという試案の修正版を作らせていただきますので、その時にそれぞれ直した部分については赤字で見ていただきやすいようにさせていただきますので。一旦口頭ではそういった説明をさせていただきます。そういうことで11条、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【事務局】

　第13条関係に移ります。投票所です。第13条、投票所は、町長の指定した場所に設ける。以上です。

それから第14条、投票有資格者名簿の調製に移ります。第14条、町長は、第12条第1項の規定により投票日を定めたときは、規則の定めるところにより投票有資格者名簿を調整しなければならない。

第2項、第9条第2項から同条第5項の規定は、投票有資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申し出について準用する。

第3項、町長は、投票資格者名簿に登録されているものについて、次の場合に該当するに至ったときは、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。（1）第3条に規定するものでなくなったことを知ったとき。（2）町の住民基本台帳の記録から消除されたことを知ったとき。（3）第1項の投票資格者名簿の調製時において、登録の要件を満たしていないことを知ったとき。以上になります。ご意見ございますでしょうか。

【委員長】

実質的には選挙の選挙人名簿と同じになりますか。

【事務局】

そうですね。はい。

【事務局】

よろしいでしょうか。それでは次に移ります。第15条関係になります。投票資格者でないものの投票。第15条、投票資格者名簿に登録されていないものは、投票することができない。よろしいでしょうか。

次、第17条関係、期日前投票。第17条、前条第2項の規定にかかわらず、投票人は規則の定めるところにより、期日前投票または不在者投票を行うことができる。

以上になります。

【委員長】

ここは投票資格者ではなく投票人になるわけですか。阪南市とかは投票人となっていて、柴田町は投票資格者となっていたりします。

【事務局】

第16条のところです。先ほどの第17条で前条第2項の、という記載があるんですけれども、第16条の第2項を読み上げます。住民投票の投票を行う投票資格者（以下この条及び次条において「投票人」という。）という形で断りを入れておりますので、投票人という形にしております。それでは17条、期日前投票等ですけれども、そういった形でよろしいでしょうか。

それでは、残り5条についてご説明申し上げます。次、第18条、無効投票についてご説明いたします。無効投票、第18条、次のいずれかに該当する投票（点字による投票を除く）は無効とする。1つ目、所定の投票用紙を用いないもの。2つ目、マルの記号以外の事項を記載したもの。3つ目、マルの記号のほか他事を記載したもの。4つ目、マルの記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの。次5番目、マルの記号を投票用紙の選択肢のいずれかに記載したのか判別しがたいもの。6つ目、白紙投票ということです。これは住民投票の形式的な無効要因をそれぞれ列挙したものでございます。参考としましては衆参両院議員、公職選挙法の第68条第1項に、この無効投票等に関する規定が定められております。そういったものをもとに、この無効投票について、無効投票はこういったものですよということで6つ例示的に記載をしておるものでございます。以上です。よろしいでしょうか。

では次、第19条、開票所ということで、開票所はあらかじめ選挙管理委員会の指定した場所に設けるということで、猪名川町の社会福祉会館というのがこれまで選挙のたびに開票所としてなっております。そういった形で選挙管理委員会が指定した場所に行って開票するということにしております。よろしいでしょうか。

次、第23条、住民投票結果の告示及び通知についてご説明をいたします。住民投票結果の告示及び通知、第23条、選挙管理委員会は、開票を行ったときは直ちにこれを告示するとともに、町長に通知しなければならない。第2項、町長は、前項の規定による通知があったときは、当該住民投票に係る請求代表者及び町議会議長にこれを通知しなければならないというものでございます。投票結果の告示と通知の手続きについて定めたものでございます。第2項では、町長にそういった請求代表者及び町議会の議長に通知することを義務づけているものでございます。よろしいでしょうか。

次、第26条、投票及び開票についてご説明いたします。投票及び開票、第26条、この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則並びに公職選挙法に基づく選挙運動等に関する規定の例によるというものでございます。この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票の手続きが、公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則及び公職選挙法に基づく選挙運動等に関する規定の例によることを明らかにしておるものでございます。よろしいでしょうか。

では最後になります。委任、いろんな条例の中に必ず最後に委任という部分が記載されることが多いんですけれども、本条例におきましても、第27条に委任、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるというふうな形で、条例につきましては議会の議決を得るものですので、こういった審議会など皆様のご意見をいただきながら条例案を作成して議会で審議をいただきます。この条例にすべてをこと細かく書くことは非常に難しいことでございますので、この条例を運用していくために規則を別に定めていきますということを記載しております。以上でございます。よろしいでしょうか。

では委員長よろしくお願いします。

【委員長】

ありがとうございました。

では先ほどの試案、22条のシミュレーションの方に戻ってください。どの案にするかを確定させたいと思います。ご意見を総合しますと、Ｂ案に一番近づくように考えております。5分の1、4分の1、さらには3分の1という数字を申し上げました。この場合、8000票となりまして、町長選挙の1位の方の得票数をかなり超えてしまうので、かなりハードルが高いだろうと考えます。ということで、このＢ案を本委員会の意見として集約したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこのＢ案を本委員会の意見といたします。4条は、5分の1に変更し、22条は削除します。その後は番号が繰り上がります。投票結果の尊重につきましても、こちらの文言に置き換えるということにいたします。

以上をもちまして、協議はすべて終了いたしました。

【事務局】

それでは事務局から最後にその他ということで、ご説明をさせていただいてもいいでしょうか。

まず条例案といいましょうか、この提言書案の取りまとめについてご説明をさせていただきます。このお手元、本日お配りしました猪名川町住民投票条例の策定に係る提言書案作成等スケジュールという1枚ものの紙があるかと思うんですけど、それを見ていただきながら、事務局からご説明させていただきます。

本日の協議をもちまして、住民投票条例案についての協議を終了とさせていただきます。検討委員会での協議結果をもとに、提言書案、試案の修正版を作成させていただきまして、委員長及び副委員長にまず見ていただきたいと考えております。正副委員長に見ていただいて、修正部分等を反映した提言書の案を各委員に郵送させていただいて、修正等があれば、この別紙様式、本日お配りしました猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書案に係る意見修正等についてという用紙があるかと思うんですけど、△△△とか□□□とかで書いている部分で、修正の内容の記載例を示させていただいておりますけど、お手元ございますでしょうか。そういった形で、この様式で提出をいただくか、もしくは電話で修正箇所をご連絡いただくか、そういった形でご報告をいただければと思っております。この別紙様式で出していただく場合ですけど、内容が大きく変わる修正等につきましては、事前に送っていただく前に一報をまずいただきたいと。もし大きな修正が出る場合は、事前にその修正部分を再度全員の方に文書で確認をしていただく必要が出てきますので、まず一報を事務局にいただきたいと。また、軽微な修正の判断につきましては、もう委員長に一任するということでご了解をいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

各検討委員会での修正部分を反映して、提言書を作成させていただきまして、全委員に再度郵送させていただきます。これが提言書になりますということで。第5回の検討委員会で委員長より岡本町長に提言書の答申をしていただきたいというふうに考えてございます。そういった形での提言書の策定スケジュールですけれども、皆様よろしいでしょうか。ご協力の方よろしくお願いいたします。

それからそこのスケジュールのところに書いておりますけど、2番で条例の制定スケジュール予定ということで、提言書をいただいた後ですが、同じ11月中に庁内の政策会議で答申内容について報告をさせていただきます。そのあと、その提言書をもとに住民投票条例の素案を作成しまして、議会に報告をさせていただきます。素案を12月から1月の間、1ヶ月間でパブリックコメントに付して、広く住民の方に見ていただき、意見等を募集いたします。そういった意見等を反映したものを、条例案としまして、議会に、来年の2月から3月の間に提案いたしまして、議決をいただいて、4月1日から施行するというふうな形のスケジュールとしております。

今後文書でのやりとりになりますので、当日は町長に答申いただくんですけれども、10時から再度説明というわけではないんですけど、大まかな説明をさせていただきながら確認をいただいて、一旦郵送等でやりとりしたらもう終わりですから、その時はもう修正等はできませんが、振り返りながらそのあと町長に答申していただくという形で、概ね1時間以内に終わるような感じでさせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長からも委員の皆様方に、本当にいろいろとご協力いただいてありがとうございましたというお礼の言葉など皆様にお話をさせてもらいたいこともあるかと思いますので、そういったことも含めまして、よろしくお願いいたします。

それでは委員長これで事務局からの報告の方は終わりです。

【委員長】

ありがとうございました。

本日、皆様のご協力いただきまして、議案をまとめることができました。改めまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

戸別訪問を禁止している国は日本ぐらい、こういう国はないとよく聞きます。しかし、住民投票では戸別訪問もできますし、また自由がある。それは本条例案の目的にあります、町民の町政参加による民主主義の確立、自治の確立に寄与する制度になるのではないかと期待しております。

また、この制度が使われないということも、議会や町長がうまく仕事をしているということになるかと思います。この制度が間接民主制に寄与することも期待をしております。

では、以上をもちまして、本委員会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。